



昭和 60 年成人式で式辞を述べる平 安恒政町長＝ 中央公民館で約 310 人参加

成人者の門出を祝う町主催の成人式は、一月十五日午後二時から中央公民館で成人者約二百六十人と来賓約五十人が参加して開かれた。ちなみに町内の新成人は、男性二七四人（琉球大男子寮移転等のため急増）、女性一五四人、計四二八人で昨年より一三一人増加した。

新成人428人を祝う

参加者は、華やかな振りで姿の女性やおりはかまの男性、背広姿の男性とも盛装。二十歳を節目に成人者としての自覚と今後の社会的責任の重大さをひしひしと感じているようであった。

式典は、成人者紹介、平安恒政町長の式辞、記念品贈呈、祝辞、成人者代表謝辞（大城盛博君、仲宗根尚子さん）などが行われた。

その中で平安恒政町長は「今や皆さんは、日本国民として豊

二十歳を迎えて、頭の中を駆けめぐることは、十代の最後

フレッシュな気持ちで
目標に邁進したい

吳屋 定則
(吳屋)

二十歳が現実となった時、「冗談みたい」という言葉が口から漏れました。私はその二十歳という年令を成人社会

20歳は私の
第一中継点

小波津 さゆり
(小波津)

終点と二十代の出発点との境界線に立ち、これから、社会という大海に飛び込んで行く自分の姿を思い浮べると同時にこれから何が起るかとか期待と不安を抱きながら成人式を迎えたのです。

社会人として第一歩を踏んだ私ですが、これからは社会人という大変貴重な看板を背負って行かなければなりません。

私は、これまでの幼年の「から」を脱ぎ捨て、成人という

仲間入りとか社会的責任の自覚、義務、権利等とは考えたくありません。なぜなら、それらはわざわざ言うまでもない程当然の事だからです。

それよりも、この年令は長い人生をマラソンで例えるならば第一中継点としてののです。これが存在することにより自分の現在地点を把握でき、ゴールまで行く元気もできます。生き方に対する今までの自分の考えを調整する事もできます。

私は、高校卒業後から「経

町の世帯・人口	
(59年 12月末現在)	
世帯数	5,971世帯
人口	20,868人
男	10,726人
女	10,142人
12月の人口移動	
出生	27人
死亡	3人
転入	149人
転出	104人
婚姻	19件
離婚	8件

「かぶと」をかぶり、心身ともフレッシュマンの気持ちを大切に、自分自身の目標を定め、それに向って邁進したい。また、これから始まる社会生活の柱を築き上げるため、日々努力し、社会人としての責任ある行動を取り、先輩方の厳しい指導を肝に命じ、社会人として相応しい人格を作り上げて行きたいと思えます。

(銀行員)

昭和60年度町県民税申告の出張受付日程

区名	受付月日	受付時間	受付場所
1区	2月1日(金)	午前9時～午後4時	幸地公民館
5区	2月2日(土)	午前9時～午前12時	坂田ハイツ自治会事務所
2区	2月4日(月)	午前9時～午後4時	棚原公民館
3区	2月5日(火)	午前9時～午前12時 午後1時～午後4時	徳佐田公民館 森川公民館
4区	2月7日(木)	午前9時～午後4時	上原公民館
6区	2月8日(金)	〃	翁長公民館
15区	2月9日(土)	午前9時～午前12時 午後1時～午後4時	小波津団地自治会事務所 津花波公民館
7区	2月12日(火)	午前9時～午前12時 午後1時～午後4時	西原台団地自治会事務所 小橋川公民館
14区	2月13日(水)	午前9時～午前12時 午後1時～午後4時	内間公民館 安室公民館
8区	2月15日(金)	午前9時～午前12時 午後1時～午後4時	安桃公民館 掛保久公民館
9区	2月18日(月)	午前9時～午後4時	嘉手苅公民館
10区	2月19日(火)	午前9時～午後4時	小那覇公民館
17区	2月21日(木)	午前9時～午後4時	事務担任者宅
11区	2月22日(金)	〃	兼久公民館
12区	2月23日(土)	午前9時～午前12時	西原ハイツ自治会事務所
16区	2月27日(水)	午前9時～午後4時	与那城公民館
13区	2月28日(木)	〃	12区公民館
18区	3月1日(金)	午前9時～午後4時	小波津公民館
	3月2日(土)	午前9時～午前12時	吳屋公民館
	3月4日(月)	午前9時～午後4時	我謝公民館
	3月5日(火)	午前9時～午前12時	内間団地自治会事務所

上記日程の受付期間中に申告することができない方は、3月3日(日)午前9時～午後4時までと3月10日(日)午前9時～午後4時までの両日、町役場税務課で受付いたしますのでその日に申告して下さいようお願い申し上げます。

西原町役場税務課

新年恒例、町主催の「昭和60年恒例の昭和60年年始会」

年始会賑わう
七百人が参加

新年恒例、町主催の「昭和60年恒例の昭和60年年始会」

このほど、字小那覇二四五の新垣チエさん(八十五歳)から生年祝を記念して町社協に十万円、町老人クラブ連合会に十万円の寄付がありました。

この紙面をかりて新垣さんのご厚意に感謝いたします。

寄付お礼

昭和59年度国民年金保険料第1期～3期分までの未納の方は早目に納めて下さい

管内でマナーが最悪

本 町

分別は各家庭で徹底を

ゴミ収集業務については、皆様に常日頃から御協力を頂き誠にありがとうございます。ところが、一部地域においては、燃えるゴミと燃えないゴミが一つの袋に混合し、収集および処理業務に大変支障を来しています。

東部清掃施設組合の新しいゴミ処理工場では、現在、混合ゴミは、収集処理していません。



混合ゴミは収集しません

収集指定日を守ろう

せん。従って混合ゴミは、いつまでもゴミ置き場に放置されゴミ捨て場同様に見苦しくなり、地域住民にも大変迷惑になります。

収集業者は、分別収集しませんので各家庭で確実に分別して収集指定日の早朝から午前八時までに出すようにお願いします。

（西原、与那原、佐敷の三町）で一番本町が、ゴミの出し方のマナーが悪く、他町にも大変迷惑をかけていますので、この汚名を返上すべくゴミの出し方のマナーの徹底を今一つ図りましょう。

東部清掃施設組合の管内

ゴミ収集日程

燃えるゴミ(週2回)	
収 集 日	対 象 区 域
月 ・ 木	1 区、2 区、3 区、4 区、5 区、6 区、7 区、18 区
火 ・ 金	8 区、10 区、13 区、14 区、15 区
水 ・ 土	9 区、11 区、12 区、16 区、17 区、

燃えないゴミ(週1回)	
収 集 日	対 象 区 域
月 曜 日	8 区、9 区、10 区、11 区、12 区、13 区、14 区、15 区、16 区、17 区
火 曜 日	1 区、2 区、3 区、4 区、5 区、6 区、7 区、18 区

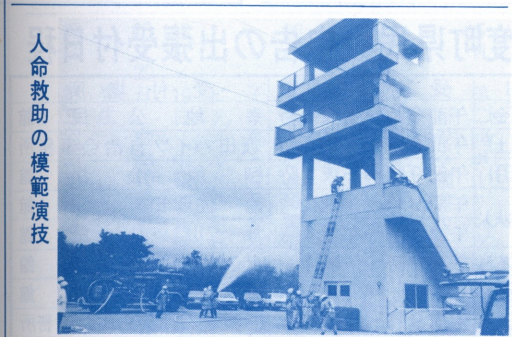
救助演技等を披露

東部消防出初式

東部消防組合（山城時正管理者、小川正元消防長）の昭和六十年消防出初式が、一月七日午後二時から同組合本部構内で関係者約二百人が参加して行われた。

式典では、消防職員の服装と機械器具の点検、優良消防職員の表彰、管理者による訓示、来賓祝辞、消防長による謝辞などが行われた。

また、婦人会員への初期消火の実地訓練や消防職員（レーンジャー部隊、救急隊等）による人命救助の模範演技、高所放水車・ポンプ車からの一斉放水などが一般に披露され、消防活動の重要性を認識させる有意義な出初式であった。



良い子らに感謝状

中央公民館図書発表会

十一月いっぱい行われた中央公民館図書室展示発表会の



救急車寄贈される

救急業務の充実に役立てて下さいと日本自動車工業会は十二月二十二日、東部消防組合西原分遣所に救急自動車（写真）を寄贈した。

この救急車は、本体二六二万二千円相当で排気量二千ccのもの。タンカなどの付属品は、同組合が一九六万五千円で購入。迅速な救急体制が図られるものと期待されている。



生年合同祝各所で盛況

町民各々では、生活改善の一環として生年合同祝が行われ賑わった。

尚、各区での生年合同祝の月日と場所は次の通り。

▼2区（1月14日）棚原公民館
喜寿二人、古稀一人
▼小那覇（1月12日）小那覇公民館
白寿一人、喜寿二人、古稀三人
▼13区（1月14日）町社会福祉センター
喜寿二人、古稀二人

読書感想文、感想画提出者の表彰式が、十一月三十日に同館図書室で行われた。子供たちに稲福恭助館長から感謝状が手渡された。



町国土利用計画策定のアンケート調査まとまる

町では、昨年六月に「西原町国土利用計画」の策定の指針にするために町民意識のアンケート調査を行ったが、このほど、その調査結果がまとまったので概要を報告します。

日常生活の状況

四人から五人の家族構成が約五〇％を占め、収入は百万円から四百万円がほとんどで

住 宅

宅地は、五〇〜一〇〇坪が四四％、五〇坪未満が約三〇

生活 環境

定住志向（将来もずっと住み続けること）は、約九〇％と高く、住環境においても約八〇％の町民が満足している。

土地の所有および移動

四〇％が土地を所有しているが、ほとんどが六百坪未満となっている。

農 業

約三〇％がだいたい満足しているが、収益性が低く、小規模、不便性が約四〇％が不満を示している。

福祉と住民負担

社会福祉の充実については理解されているが、税負担増等については抵抗感（全体の七〇％）を示している。

20歳になったら国民年金に加入を

成人を迎えられた皆さんおめでとうございます。

今後の行政施策（課題）

一番目に域内産業の振興による職場の確保（一九・二％）、二番目に道路、排水、廃棄物施設の整備（一六・二％）、三番目に公害、安全対策施設の整備（一二・四％）、四番目に公園施設の整備（一〇・八％）の順になっている。

国籍法・戸籍法が改正

一月から施行

国籍法及び戸籍法が改正され、昭和六〇年一月一日から施行されますが、その主な改正点は次のとおりです。

父母両系主義の採用

これまでは、原則として生まれた時に父が日本人でなければ、その子は日本人になれなかったのですが、昭和六〇年一月一日からは生まれた時に父母の一方が日本人であれば、その子は日本人になります。

二重国籍の防止・解消

父母両系主義を採用すると、二重国籍になる子が多くなります。例えば、韓国人夫、日



本人妻の夫婦から生まれた子は、これまでは父親の韓国の国籍だけを取得しましたが、これからは、これに加えて母親の日本国籍をも取得して、二重国籍者になります。改正法は、このような二重国籍の増加に対処するため、新たに次のような二重国籍防止のための制度を設けました。

（一）国籍の留保制度の適用範囲の拡大

国籍の留保制度というのは、例えば、アメリカ合衆国やブラジルなどのように、自国内で生まれた人に国籍を与えることとしている国（これを生地主義国といいます）で生まれたことにより二重国籍にな

った子は、日本の国籍を留保する届出をしなければ日本の国籍を失うという制度です。これまでは、この制度は生地主義国だけに適用があったのですが、改正法は、その適用を広げて、広く海外において出生により二重国籍となった場合にすべて国籍留保の届出を必要とすることになっています。

帰化条件の改正

これまでは、日本人と結婚

（先の例の韓国人夫、日本人妻間の子が国外で生まれた場合にも、この制度が適用されることとなります。）

（二）国籍の選択制度の新設
この制度によれば、二重国籍者は、原則として二歳になるまでに日本の国籍か外国の国籍のいずれかを選択しなければなりません。日本の国籍を選択するには、外国の国籍を離脱するか、または、日本の国籍を選択し、かつ、外国の国籍を放棄する旨の選択の宣言を市区町村長に届け出ることにあります。また、法律に定められた国籍選択の期限を過ぎても選択をしないといふと、法務大臣から催告され、一か月以内に選択をしないと自動的に日本の国籍を失うこととなります。

届出による国籍の取得

父母両系主義は、昭和六〇年一月一日以降に生まれた子

した外国人の帰化条件は、その外国人が夫であるか妻であるかで居住の条件などに差異がありました。改正法では、これを同一にして三年以上国内に居住していること（結婚が三年以上続いている場合には一年以上国内に居住していること）が必要になりました。

このほかこれまでは、帰化申請者本人に独立の生活能力のあることが必要とされていたが、改正法では、原則として世帯単位で生活能力が判断されることになりました。また、帰化の時に外国の国籍を失うことが必要とされる重国籍防止条件についても特別の事情がある場合には、例外として帰化が認められることとなっています。

国際結婚をした人の氏の変更

外国人と結婚しても、結婚した日本人の氏が変わらないのは、これまでと同じですが、改正法は、その人が希望するときは、結婚の日から六ヶ月以内に市区町村長に届出をすることによって、外国人配偶者と同じ氏を名づけることができることになりました。

尚、詳しいことは、最寄りの法務局にお尋ね下さい。

町では、今後とも施政に反映させるために町民意識のアンケート調査を逐次行い町民の意見や要望等を聴き、より円滑で民主的な行政運営を図って行きたいと考えていますので、町民の皆様には、このような調査の趣旨を御理解頂き調査に御協力くださるようお願いいたします。

が、同時に数々の義務を果たさなければなりません。『福祉社会』の一員として国民年金に加入するののもその一つです。

国民年金制度は、年をとったとき、ケガや病気、不慮の事故などで障害者となったりご主人が亡くなり母子世帯になったときに、年金を支給して、生活の安定を図ることを目的とした制度です。

国民年金は、厚生年金や各種共済組合などの年金制度に加入していない農林漁業、商業などの自営業、サービス業などの人とその家族のための公的年金制度で、日本に住んでいる二十歳から五十九歳までの方は必ず加入することになっています。

現在加入者は、全国で二五七三万人、拠出年金の受給者は、七八三万人で厚生年金と並び、わが国の公的年金制度の二大柱となっています。

二十歳になられた皆さん、老後のためにもいざというときのためにも、早く国民年金に加入しましょう。

加入の手続きなど、くわしいことは町役場国民年金係へおたずねください。

電話 五一四七二九

曲りかど 止まる習慣 待つしつけ

坂田小が初優勝

第一回町P連駅伝

会員の融和と地域活動の輪を広げようと町PTA連絡協議会（新川雅博会長）主催・町教育委員会後援による第一回町P連駅伝大会は、一月十三日午前九時半から西原東小学校で行われ、約二百人が参加し大変賑わった。



五校代表が声援に送られ出発

国保被保険者証（手帳）

切替えは3月11日から

あなたが、現在使用中の国民健康保険被保険者証（手帳）は、三月三十一日までしか使用できません。四月以降は、新しい被保険者証でしか受診できませんので、次の通り新しい被保険者証に切替えします。

場所 西原町役場国民健康

保険課
時間 午前九時～午後四時
持参するもの
①現在使用中の被保険者証（手帳）
②退職被保険者等証明書（昭和五十九年十月一日以降に証明書をもらった方）
③印鑑

（注意事項）
①保険税未納の方は、併せて納めて下さい。
②昭和六十年度の所得申告をしてない方は、町税務課で申告をしてから被保険者証を切替えて下さい。
③家族の中で職場の健康保険に加入している方がおりましたら、職場の保険手帳も

所得税の申告と納税は正しくお早めに

ご承知のことと思いますが、所得税の確定申告は、二月十六日から三月十五日までです。
例年三月十日を過ぎますと、税務署の窓口は大変混雑するため、落ちついて相談できなかったり、長時間お待ちいただくことがありますが、所得税は、あなた自身が一年間の所得とその税額を計算して申告し、納税しなければなりません。

文化祭バザーの収益金を社協に寄付

西原高

十月に行われた文化祭のバザーの収益金を「社会福祉のために役立て下さい」と西原高校の島田浩君（一年）、島袋朝美さん（一年）、呉屋松三先生、山城直先生ら四名が十二月二十四日、西原町役場を訪れ、寄付金二千六百円を小川助役に手渡した。



右から山城先生、島田君、島袋さん、呉屋先生、町長室で。ジが悪いように取られがちだが、西原町のボランティアなどが話していた。

歳末助け合いにプリマートが寄付

プリマート坂田ショッピングセンターの開店祝を取りやめ、「歳末助け合いに役立てて下さい」と南風原町字兼城五二九の株式会社プリマート（銘菊朝則取締役社長）から十二月十二日午後、町社協に金一封の寄付があった。

持参して異動手続をして下さい。
④学の手帳を持っている世帯は、在学又は在園証明も持参して下さい。

各区の切替え日程

月	日(曜日)	行	政	区
3	11	(月)	1、2	区、5区
	12	(火)	3、4	7、8区
	13	(水)	6、7	9、10区
	14	(木)	8、9	11、12区
	15	(金)	10、11	13、14区
	18	(月)	12、13	15、16区
	19	(火)	14、15	17、18区
	20	(水)	16、17	

香典返し

一月九日、字小波津三の小波津ツルさんから町社協に故夫・栄光さんの香典返しとして十萬円の寄付がありました。この紙面をかりて小波津さんのご厚意に感謝いたします。

歳末助け合いお礼

このほど、歳末助け合いに役立てて下さいと次の方々から町社協に寄付がありました。
(12/29) 具志千代さん（字与那城二九七）
一万三六六円
(12/20) ショッピングプラザ松田（与那原町字与那原一一二七一）
しょう油三百本
(12/21) 勝工業従業員一同（字与那城五六）

小波津の産業展示会賑わう

各種技術の交流の場にしようとして、小波津農振振興会（小波津善一会長）の第二回産業展示会が十二月二日午後、小波津集落センターで開かれ賑わった。下の写真
会場には、農産物、農産加工品、手工芸品、花卉盆栽、児童生徒の図書、書道など約百五十点が展示された。

在亜町人会長に糸数氏

アルゼンチン在住西原町人会の第二十九回定期総会が十月二十一日、開かれ新しい役員が決まった。
新役員は次の通り（敬称略）。
【会長】糸数良恒（我謝）
【副会長】中山正二（嘉手苳）
【幹事】与那嶺義勝（津波花）
【副幹事】呉屋盛啓（小那覇）
【会計】玉那覇善考（伊保ノ浜）
【副会長】与那嶺三郎（兼久）
※（ ）内は出身地

自動車税を納めてない



ただいま、自動車税の滞納整理強調月間中、最寄りの銀行、農協、信用金庫等へ納めて下さい。
沖縄県



八万六三九円
(12/22) 三善建設従業員一同（字嘉手苳一〇六一）
二万二千五百円
(12/26) 大興建設（嘉手苳町字水釜三六四二）
二万二千元
(12/27) 西原三育教会（字翁長四八八）
三万円
(12/28) うるま御善（字嘉手苳一〇二）
一万七〇三元
この紙面をかりてあなたか
いご厚意に感謝いたします。

昭和59年分納税相談(=確定申告書受付)は、2月25日(月)、26日(火)
午前9時～午後4時、於西原町役場2階会議室